

南会津町がんばる企業・人材育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、本町における町内企業の従業員の自己研鑽や企業・団体の研修制度、専門的かつ実践的な教育訓練等により、新しい社会にふさわしい高い見識や最先端の技術を身につける人材の育成を実施する事業者に対し、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 風俗営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）による許可及び届出が必要な営業をいう。
- (2) 公的団体等 公企業（国や地方公共団体が出資・経営する企業）、一般社団法人、一般財団法人、公益法人（学校法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人）、農業協同組合、農業共済組合及び森林組合をいう。
- (3) 建設業者等 産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成14年総務省告示第139号）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類項目の建設業、中分類項目の飲食店及び小分類項目の土木建築サービス業の事業者をいう。

(補助額)

第3条 町長は、事業を実施する事業者のうち、第1条の目的を達成できると認められるものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 事業の種類、補助要件及び補助内容等は、別表第1のとおりとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助の対象となる事業者は、次のとおりとする。

- (1) 南会津町商工会会員であること。
 - (2) 社会保険（健康保険、厚生年金保険）の適用事業所であること。
 - (3) 合名会社、合資会社、合同会社、株式会社及び有限会社の事業者であること。
- 2 前項にかかわらず、次に該当する事業者は除く。
- (1) 補助金の申請時において、町税に滞納がある事業者
 - (2) 風俗営業及び風俗営業と類似する事業を営む事業者
 - (3) 公的団体等及び建設業者等
 - (4) 町が他の同類の補助金（間接補助を含む。）により支援を受けている事業者

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請は、南会津町がんばる企業・人材育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項による申請は、原則、事業実施の14日前までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、目的を達成するために必要があると認めるときは、条件

を付すことができる。

3 町長は、申請があった場合において、補助を行わない旨の決定をしたときは、その旨及び理由を書面により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により町長の承認を受けようとする場合は、速やかに南会津町ががんばる企業・人材育成事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の10分の2以内の増減とする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、南会津町ががんばる企業・人材育成事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定の日属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 経費の支払いを証する書類(事業者が共同で研修会等を開催する場合は、按分計算書)

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者は、事業が完了した場合は、前条の実績報告書と併せ、南会津町ががんばる企業・人材育成事業補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第11条 この告示で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業の種類	補助要件	補助内容	摘要
研修会等参加経費支援事業	<p>次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 事業者の業界団体、国及び福島県等が開催する研修会等に参加する場合。</p> <p>(2) 研修会等に参加する従業員は、町民であること。</p> <p>(3) 研修会の内容が、専門的かつ実践的な教育訓練等である場合。</p>	<p>研修会等参加に係る経費の実費（受講料、交通費、宿泊費（南会津郡内で開催される場合は、受講料のみ対象とする。また、懇親会経費を除く。）の2分の1以内、100千円を限度として補助する。</p>	<p>同一年度における1事業者あたりの補助金額の上限は300千円とする。</p> <p>又、補助金に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。</p>
研修会等開催経費支援事業	<p>次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 事業者自らが研修会等を開催する場合。又は、事業者が共同で研修会等を開催する場合とし、指定申請は、事業者ごととする。</p> <p>(2) 研修会等に参加する従業員（開催役員等を除く。）は、2分の1以上が町民であること。</p> <p>(3) 研修会の内容が、専門的かつ実践的な教育訓練等である場合。</p>	<p>研修会等開催に係る講師経費（謝礼、交通費、宿泊費（懇親会経費を除く。））及び会場借上経費等の実費（参加者負担金等の収入がある場合は、負担金等の収入の控除後の額）の2分の1以内、100千円を限度として補助する。</p>	
資格取得経費支援事業	<p>次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 新規採用者及び既存従業員が仕事に結びつくための資格（国家資格（車両等運転免許を除く）及び国家検定（技能検定））を取得する場合。</p> <p>(2) 資格取得者は、町民であること。</p>	<p>資格取得に係る講習会、試験等参加経費の実費（受講料、交通費、宿泊費（南会津郡内で開催される場合は、受講料のみ対象とする。また、懇親会経費を除く。））及び受験経費（受験料、送金手数料）の2分の1以内、100千円を限度として補助する。</p> <p>ただし、同一人に対する同一資格取得に係る経費の対象は、この告示において受験回数1回までとする。</p>	

別表第2（第5条関係）

区 分	研修会等参加 経費支援事業 補助金	研修会等開催 経費支援事業 補助金	資格取得経費 支援事業補助 金
納税証明書	○	○	○
事業者の事業概要を示す書類	○	○	○
法人の登記事項証明書の写し	○	○	○
南会津町商工会会員証明書	○	○	○
社会保険（健康保険、厚生年金保険） の適用事業所を証する書類	○	○	○
従業員名簿（役員を含めて記載）	○	○	○
研修会開催要項等	○		
研修会等開催計画書		○	
資格取得計画書			○
その他町長が必要と認める書類	○	○	○

○複数の事業を同時に申請し重複する書類は、添付を省略することができる。